

平塚市建築基準条例の一部改正に伴う新旧対照表

現 行		改 正 案		改正部分
別表(第66条関係)		別表(第66条関係)		建築基準法の一部改正に伴い、別表を整備する。
申請等の区分	手数料	申請等の区分	手数料	
(1)～(15) 省略		(1)～(15) 省略		
(16) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請	1件につき 16万円	(16) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請	1件につき 16万円	
(17) 省略	省略	(17) <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定申請</u>	1件につき 2万7,000円	
(18) 省略		(18) 省略	省略	
(19) 省略		(19) 省略		
(20) 省略		(20) 省略		
(21) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の <u>高さ</u> の許可申請	1件につき 16万円	(21) 省略		
		(22) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の <u>高さ</u> に関する特例又は同条第4項各号の規定に基づく建築物の <u>高さ</u> に関する制限の適用除外に	1件につき 16万円	

現 行		改 正 案		改正要旨
		<u>係る許可申請</u>		
(22) 省略	省略	(23) 省略	省略	
(23) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 2万7,000円	(24) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 2万7,000円	
		(25) 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請	1件につき 16万円	
(24) 省略		(26) 省略		
(25) 省略		(27) 省略		
(26) 省略		(28) 省略		
(27) 省略		(29) 省略		
(28) 省略		(30) 省略		
(29) 省略		(31) 省略		
(30) 省略		(32) 省略		
(31) 省略		(33) 省略		
(32) 省略		(34) 省略		
(33) 省略		(35) 省略		
(34) 省略		(36) 省略		
(35) 省略		(37) 省略		
(36) 省略		(38) 省略		
(37) 省略		(39) 省略		

現 行		改 正 案		改正要旨
(38) 省略	省略	(40) 省略	省略	
(39) 省略		(41) 省略		
(40) 省略		(42) 省略		
(41) 省略		(43) 省略		
(42) 省略		(44) 省略		
(43) 省略		(45) 省略		
(44) 省略		(46) 省略		
(45) 省略		(47) 省略		
(46) 省略		(48) 省略		
(47) 省略		(49) 省略		
(48) 省略		(50) 省略		
(49) 省略		(51) 省略		
(50) 省略		(52) 省略		
(51) 省略		(53) 省略		
(52) 省略		(54) 省略		
(53) 省略	(55) 省略			
備考		備考		
1・2 省略		1・2 省略		
3 第1号及び第3号から第5号までに掲げる申請等に係る建築物等が法第87条の4に規定する昇降機を有するものである場合の手数料については、当該申請等に係る手数料の額に、当該昇降機1機につき第51号又は第52号の規定を適用したものとした場合の手数料の額を加えた額とする。		3 第1号及び第3号から第5号までに掲げる申請等に係る建築物等が法第87条の4に規定する昇降機を有するものである場合の手数料については、当該申請等に係る手数料の額に、当該昇降機1機につき第53号又は第54号の規定を適用したものとした場合の手数料の額を加えた額とする。		